

平成二十四年八月十日発行
皇學館論叢第四十五卷第四号
抜刷

資
料

註解・『隋書』倭国伝（上）

近
藤
左
知
子

註解・『隋書』倭国伝（上）

近藤 左知子

『隋書』卷八十一、列伝第四十六、東夷には「倭国」の条があり（以下、たんに「倭国伝」と称する）、隋代の倭国の状況や隋と倭の交渉を知るうえで貴重な史料としてはやくから注目を集めてきた。

中国正史に倭のことが記載された例としては、いわゆる魏志倭人伝や『宋書』倭国伝も史料的价值が高いが、それらと比較して『隋書』倭国伝がとくにすぐれているのは、倭側に『隋書』に対応する記録が残る点である。すなわち、両者の比較・対応によって、より明確な隋・倭の交渉の実態が知られるのである。

もともと、註解のなかでも追ってふれるように、両者はかならずしも整合性をもつわけではなく、齟齬する点も少なくない。それゆえに、たとえば遣隋使の回数や派遣の時期をめぐって、これまでさまざまな学説が提出されることになる。

しかし、いずれにしても、『隋書』倭国伝が七世紀末から八世紀前半にかけての倭について考察するための貴重な記録であることは疑いない。そこで、小論では、『隋書』倭国伝の註解という形をとりながら、倭国伝をめぐるさまざまな問題を整理してみたいと思う。

【凡例】

- 一、原文は中華書局本を底本とし、読み下し文・現代語訳もこれをもとに作成した。三者を併載したのは、現代語訳だけでは、主観がはいった場合、内容理解の正確さを期することができなくなる懼れがあるからである。
- 一、原文については、常用漢字体を基本とし、正字は、倭人伝本文同様、JIS規格の第二水準の範囲内で使用するにとどめた。
- 一、倭国伝の原文は、章節による分割もないが、読者の便宜を考え、全体を四十七段落にわけ、各段落に見出しを附し、段落ごとにあげ原文・読み下し文・現代語訳を掲げる体裁を採用した。
- 一、倭国伝の原文には、適宜句読点を附した。中華書局本には、中文独自の符号が施されているが、このたびはそれを日本式句読点に改めた。
- 一、読み下し文・現代語訳については、原則として常用漢字体を用いた。なお、井上秀雄他訳注『東洋文庫二六四東アジア民族史Ⅰ正史東夷伝』（平凡社、一九七四年十二月）・石原道博『訳註中国正史日本伝』（国書刊行会、一九七五年八月）・石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝―中国正史日本伝（Ⅰ）』（岩波文庫、一九八五年五月）・藤堂明保『中国の古典 倭国伝』（学習研究社、昭和六十年十月、のち平成二十二年九月に藤堂明保・竹田晃・影山輝國『倭国伝―中国正史に描かれた日本―』として講談社学術文庫に収録）・坂元義種『隋書』倭国伝を読む』（『歴史読本』四一―二〇、一九九六年十二月）などを参考にさせていただいたが、煩瑣になるので、一々の注記は省略した。ご諒解を乞う次第である。
- 一、現代語訳で、原文にない語句を補った場合には「」に括って示した。また、現代語訳中の（ ）は、補足的な説明であることを示す。

一、註解は、おもに、①倭国伝の解釈において争点となる部分、②本文の解釈を左右するような字句の異同、③隋と倭の交渉にかかわる記述、に焦点を絞って附し、語釈的なものは現代語訳に譲った。なお、隋・倭の交渉にかかわる註解は、筆者の個人的見解を打ち出した箇所もあり、その意味では、小稿はかならずしも中立的な立場での註解ではない。

一、『隋書』倭国伝の風俗関係の記述については、魏志倭人伝のそれとの比較・対照が重要な意味をもつので、できるかぎり魏志倭人伝の記載を引用・紹介した。なお、魏志倭人伝についての註解は、荊木美行「註解・魏志倭人伝」(『皇學館大学紀要』四九、二〇一二年三月)に負うところが大きい。謝意を表する次第である。

1. 倭国の位置

【原文】

倭國^①、在百濟、新羅東南、水陸三千里、於大海之中依山島而居^②。

読み下し

倭国は、百濟・新羅の東南、水陸三千里に在り。大海の中に山島に依りて居る。

現代語訳

倭国は、百濟・新羅の東南、海路・陸路三千里〔のところ〕にある。〔倭人は〕大海の中に、山がちの島に居住している。

①倭国か倭国か 本来、「倭」と「倭」は音も字義も異なるが、司馬貞などの唐代の学者が「倭」と「倭」を同音だと指摘しており、両字が普通で用いられた同じ実態の文字であることに変わりない。両字は字形の類似による誤写ではなく、古くから同字とみなされて用いられてきた（坂元義種「『隋書』倭国伝を徹底して検証する」『歴史読本』四一・二〇、一九九六年十二月、一七〇～一七一頁）。ここでは「倭」に統一。

②於大海之中依山島而居 『後漢書』倭伝に「倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國」とあり、魏志倭人伝に「倭人在帶方東南大海之中。依山島爲國邑」とあるのをうけた記述である。

ところで、『隋書』倭国伝と『魏志』『後漢書』の関係については、鈴木俊「倭人伝の史料的研究」『東亜論叢』第六輯、一九四八年四月・高橋善太郎「隋書倭国伝と日本書紀」『愛知県立女子短期大学紀要』四、一九五四年四月、などに詳しい分析があるが、いまそれらを参考にしながら、『隋書』倭国伝とそれに先行する魏志倭人伝や『後漢書』倭伝との相互関係を整理すると、つぎのとおりである。

『隋書』倭国伝には、隋代に日中間での交渉が密接となったことをうけ、前史にはなかった新しい記述が多くみられるという特色がある。その構成は、倭国の地理・歴史・風俗などを記した前半部の二四一字と、開皇二十年の遣使にはじまる隋との交渉などを記した後半部一〇五二字とにわけられる。特に前半部は、地理・歴史・内外の官制・服飾・武事・刑罰・娯楽生業・婚葬祭について記されており、隋代以前の倭国との交渉の記録や風俗について記した部分も多く、これらの記述は『隋書』の編者が、先行する魏志倭人伝や『後漢書』倭伝の記述を参考にしながら編集したものである。

魏志倭人伝には、『隋書』倭国伝の当該箇所のみならず、それぞれ九〇字から二八〇字におよぶ多量の記述が存在し、『隋書』とは体裁や内容が異なる箇所が多い。いっぽう、『後漢書』倭伝は、『三国志』の方が先に成立したという事情があり、『後漢書』編者が魏志倭人伝の内容を整然と論理的に組み直し簡略化するという編集を行なっていると考えられる。『隋書』倭国伝の体裁をみてみると、魏志倭人伝ほど複雑なものではなく、むしろ『後漢書』倭伝に近い。記述の内容も、魏志倭人伝よりもむしろ『後

漢書』倭伝と大筋において一致する。そのため『隋書』倭国伝は魏志倭人伝を直接参考にしたものではなく、魏志倭人伝の記述に編集・整理をほどこした『後漢書』倭伝を踏襲しているといえる。そして、『後漢書』倭伝によりつつも、隋代になってから得られた新たな知識と、「自魏至于齊梁、代与中國相通」という日中関係の付記を加えてまとめられているといえよう。

2. 魏代の倭国

【原文】

魏時、譯通中國、三十餘國、皆自稱王。^①

読み下し

魏の時、中国に訳通するもの三十餘国、皆自ら王と称す。

現代語訳

〔三国の〕 魏の時代に中国に通好したのは三十餘国〔あり〕、〔それらの国の首長は〕みなみずから王と称していた。

註解

① 譯通中國、三十餘國、皆自稱王 『後漢書』倭伝に「使驛通於漢者三十許國、國皆稱王、世世傳統」、魏志倭人伝に「今使譯所通三十國」「世有王、皆統屬女王國」とあることをうけた記述。ちなみに、後者にみえる「王」については、「世」を歴代の意に解し伊都国歴代の王とする説、諸国の歴代の王とする説、などがあるが、『魏略』逸文では、この部分は「其國王皆屬女王也」となっ

ており、これによると、伊都国以前にしろされていた対馬国・一支国・末盧国の国々にもみな王があつて、女王国に属しているというのが本来の文意と思われる。

3. 距離の算出方法

【原文】

夷人不知里數、但計以日^①。

読み下し

夷人は里數を知らず、但だ計^{かぞ}うるに日を以てす。

現代語訳

夷人（である倭人）は里數（を用いること）を知らず、ただ〔行程の〕日数を数えるだけである。

註解

① 不知里數、但計以日　次段の「其國境東西五月行、南北三月行、各至於海」という記述と関聯する。魏志倭人伝が、不弥国から投馬国、投馬国から邪馬臺国に至る旅程だけをわざわざ距離ではなく、日数で書いているのは、『隋書』のこの記述を彷彿させる。

4. 倭国の範囲・地形の特徴

【原文】

其國境東西五月行、南北三月行、各至於海。其地勢東高西下。

読み下し

其の国境は、東西五ヶ月の行、南北三ヶ月の行にして、各海に至る。其の地勢、東は高く西は下し。

現代語訳

倭国の国境は、東西は五ヶ月の行程、南北は三ヶ月の行程で、それぞれ海に至る。その地勢は東が高く西が低い。

5. 魏の時の都

【原文】

都於邪靡堆^①、則魏志所謂邪馬臺者也。

読み下し

邪靡堆^{やまと}に都す。則ち『魏志』に所謂邪馬臺^{やまと}なるものなり。

現代語訳

邪靡堆を王都とする。「ここは」すなわち『魏志』にいう「邪馬臺」である。

註解

①邪靡堆 『隋書』諸本の倭国伝には「都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬臺者也」と記される。いっぽう、『北史』では「居於邪靡堆、則魏志所謂邪馬臺者也」となっている。『隋書』では「邪靡堆」と「邪馬臺」とを関連つけて記しているため、「ヤマト」と読むと思われるが、「靡」の音は「ビ」であり、「摩」の「マ」とは異なる。両字は字形が類似しているため、誤写の可能性が想像されるが、「靡」は「馬」の「マ」の音に通じており、「邪靡堆」も「邪馬臺」も「ヤマト」と読むべきであろう（坂元義種「『隋書』倭国伝を徹底して検証する」〈前掲〉一七一～一七二頁）。なお、『北史』は南北朝時代（四三九～五八九）の北朝（北魏・西魏・東魏・北斉・北周・隋）について書かれた歴史書で、李大師により編纂が開始され、その子の李延寿によって完成された。本紀十二卷、列伝八十八卷の全百卷。記述の内容は、詔令や上奏文の多くを削って叙事に置きが置かれており、総量は断代史である『魏書』『北齊書』『周書』『隋書』を合わせた分量の半分ほどであるが、断代史の四書に見られない記述も少なくない。倭国に関する記述については、同じく唐代に撰述された『隋書』『梁書』によるところが大きく、両書に先行する『魏志』や『後漢書』の所伝を直接採用した形跡がない。そのため、史料的价值は『隋書』に劣るが、本条のように、『隋書』の本文校訂において少なからず役立つ点がある。

6. 邪馬臺の所在地

【原文】

古云、去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里^①、在會稽之東、與儋耳相近^②。

註解・『隋書』倭国伝（上）（近藤）

読み下し

古より云う、「樂浪郡の境及び帶方郡を去ること、並びに一万二千里にして、会稽かきの東に在り。儋耳たにじと相近し」と。

現代語訳

昔から「ヤマトの所在地を」「樂浪郡の〔南〕境や帶方郡〔治〕から一万二千里離れており、会稽〔郡治〕の東にあり、儋耳に近い」といわれている。

註解

①古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里 『後漢書』倭伝に「樂浪郡徼、去其國萬二千里、去其西北界拘邪韓國七千餘里」、魏志倭人伝に「自郡至女王國萬二千餘里」とあるのをうけた記述。『後漢書』倭伝は魏志倭人伝の記載を踏襲したものであり、この里数のオリジナリティは魏志倭人伝にある。右の記述のように、魏志倭人伝は、帶方郡から女王国までの距離を一万二千餘里とし、す。いっぽう、帶方郡から狗邪韓国までが七千餘里、狗邪韓国から末盧国までの合計が三千餘里とされるので、末盧国から邪馬臺国までは二千里前後ということになる。倭人伝の一里は九十メートル強なので、これでいくと邪馬台国は末盧国から二百キロメートルの範囲内に収まり、とても大和までは届かない。ただ、この「萬二千餘里」を、倭人伝の冒頭にしろされた帶方郡から邪馬臺国に至る行程記事と同系統の史料とみて、両者を整合的に解釈しようとするところが方法的に正しいかどうかは慎重に判断しなければならないので、これらの里程の操作から、末盧国と邪馬台国を二千里前後とみることにしては保留したい。

なお、江畑武氏は、『魏志』は倭が会稽の東治の東から海南島附近にかけて南北によこたわる島嶼と想定し、帶方郡と邪馬臺国間の一万二千餘里は、帶方郡から狗邪韓国に至る間の七千餘里に「參問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」を加えて計算したと考えている（『魏志・東夷伝に於ける倭の地理像』『文化史研究』一二、一九六〇年十二月）。この「五千餘里」

という距離は、『続漢書』にかつての但耳・朱崖に近い合浦郡を「萌陽南九千一百九十一里」としている距離から帯方郡以南の朝鮮半島を「方可四千里」とする東夷伝、韓条の数字を引いたものであつて、これらの数字は邪馬台国の位置を比定するための論拠とはなりえず、この二つの距離にいかにも複雑な算術的計算を施しても徒勞に過ぎないと指摘（前掲論文、五五頁）。ただ、のちに江畑氏も認めているように（『邪馬台国基本論文集』Ⅲ（創元社、一九八二年七月）五五頁の補記参照）、『後漢書』郡国志に記載される距離は『続漢書』のそれではなく、梁代の劉昭が採集した距離であつて、これを倭人伝のしるす距離について考える際にそのまま利用できるかどうかは不安が残る。

②在會稽之東、與儋耳相近 『後漢書』倭伝に「其地大較在會稽東冶之東、與朱崖、儋耳相近」、魏志倭人伝に「計其道里、當在會稽、東冶之東」「所有無與儋耳、朱崖同」とあるのをうけた記述。會稽は、現在の浙江省東部、東冶都尉治は、福建省にあたり、その東といえは沖縄県那覇市附近である。そこで、この一節は、古代中国人は日本列島が台湾附近まで南北に延びていると誤認していたとする説の根拠の一つにあげられている。ただ、倭人伝では、対馬国から壹岐国への行程を「南一海を渡る」としたり（実際は東南）、また、末盧国（東松浦半島の唐津市呼子町附近）から伊都国（糸島半島の糸島市前原附近）への方位と、伊都国から奴国（博多附近）への方位をいずれも東南（実際は東）とするなど、時計の逆回り方向に約四十五度ずれており、厳密を缺く点があることも事実である。とくに、倭については、魏志倭人伝ではべつに「所有無與儋耳、朱崖同」「倭地温暖」とあるなど、気候の温暖な地域であるとの認識をもっていたようである。そこから判断すると、正確な地図のない三世紀当時では、日本列島全体が実際よりもかなり南にイメージされていた（これは、日本列島が南に向かって伸びていたという意味ではない）こともじゅうぶん考えられる。「會稽の東冶の東」という表現もそこから来ているように思われる。儋耳、朱崖とはともに郡の名で、儋耳は現在の広東省儋県の西北、朱崖は現在の広東省瓊山県の東南。ともに現在の海南島にあたる。

7. 後漢の光武帝の時（五七年）の朝貢

【原文】

漢光武時、遣使入朝^①、自稱大夫。

読み下し

漢の光武の時、使いを遣わして入朝し、自ら大夫と称す。

現代語訳

〔後〕漢の光武帝の治世に使者を派遣して入朝したが、〔使者は〕みずから大夫と称した。

註解

①遣使入朝 『後漢書』倭伝に「建武中元二年〔西暦五七年〕、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也。光武賜以印綬」とあるのを踏まえた記述。

8. 安帝の時（一〇七年）の朝貢

【原文】

安帝時、又遣使朝貢、謂之倭奴國^①。

読み下し

安帝の時、また使いを遣わして朝貢す。之を「倭の奴国」と謂う。

現代語訳

安帝の治世〔西暦一〇七年〕にまた使者を遣わして朝貢した。これを倭の奴国という。

註解

①安帝時、又遣使朝貢、謂之倭奴國 『後漢書』倭伝に「安帝永初元年、倭國王帥升等獻生口百六十人、願請見」とあるのを踏まえた記述。

9. 後漢の桓帝から靈帝在位中（一四七～一八九年）の朝貢

【原文】

桓、靈之間、其國大亂^①、遞相攻伐、歷年無主。

読み下し

桓・靈の間、其の国大いに乱れ、^{なご}通に相攻伐し、年を歴れども主無し。

現代語訳

〔後漢末の〕桓帝・靈帝の治世〔西暦一四七―一八九年〕に、倭国が乱れ、たがいに攻撃しあつて、長い間〔国〕主不在の状況だった。

註解

①倭国大乱の時期 『後漢書』倭伝に「桓靈間、倭国大亂、更相攻伐、曆年無主」、魏志倭人伝に「其國本亦以男子爲王、住七八十年。倭國亂、相攻伐歷年」とあるのを踏まえた記述。『太平御覽』卷七百八十二所引の『魏志』では、このあとに「倭國本以男子爲王。漢靈帝光和中、倭國亂、相攻伐無定」とある。光和は、西暦一七八―一八四年。

10. 女王卑弥呼

【原文】

有女子名卑彌呼^①、能以鬼道惑衆、於是國人共立爲王。有男弟、佐卑彌理國。其王有侍婢千人、罕有見其面者、唯有男子二人給王飲食、通傳言語。

読み下し

女子有りて卑弥呼と名づく。能く鬼道を以て衆を惑わす。是に国人、共に立てて王と爲す。男弟有りて卑弥を佐けて国を理む。其の王、侍婢千人有り。其の面を見たること有る者は罕なり。唯男子二人のみ有りて、王に飲食を給し、言語を通伝す。

現代語訳

卑弥呼と名のる女子がいて、巧みに鬼道を操り人々を妖惑した。そこで、倭国の人々はともに〔卑弥呼を〕王に擁立した。〔彼女には〕男弟がいて、卑弥〔呼〕を輔佐して国を治めた。王には侍婢が千人いたが、王の顔を見た者は稀である。ただ二人の男子だけが、王の飲食の世話をしたり、言語を取り次いだりしている。

註解

①卑弥呼の描写 『後漢書』倭伝に「有一女子名曰卑弥呼、年長不嫁、事鬼神道、能以妖惑衆、於是共立爲王。侍婢千人、少有見者、唯有男子一人給飲食、傳辭語。居處宮室樓觀城柵、皆持兵守衛。法俗嚴峻」、魏志倭人伝に「乃共立一女子爲王。名曰卑弥呼。事鬼道、能惑衆。年已長大、無夫婿、有男弟佐治國。自爲王以來、少有見者。以婢千人自侍。唯有男子一人給飲食、傳辭出入。居處宮室、樓觀、城柵嚴設、常有人持兵守衛」とあるのを踏まえた記述。

11. 卑弥呼の居所・規律

【原文】

其王有宮室樓觀、城柵皆持兵守衛^①、爲法甚嚴。

読み下し

其の王〔の居所に〕、宮室・樓觀・城柵有り、皆、兵を持ちて守衛す。法を爲すこと甚だ嚴なり。

現代語訳

王の宮室・樓観・城柵はどこもみな武装した兵士が守備している。法律はきわめて厳格である。

註解

①卑弥呼の居所 『後漢書』倭伝に「居處宮室樓観城柵、皆持兵守衛。法俗嚴峻」、魏志倭人伝に「居處宮室、樓観、城柵嚴設、常有人持兵守衛」とあるのを踏まえた記述。

12. 魏・斉・梁との交渉

【原文】

自魏^①至于齊^②、梁^③、代與中國相通。

読み下し

魏より斉・梁に至るまで代^よ中国と相通ず。

現代語訳

魏から〔南〕斉・梁に至るまで、代々中国に通じた。

①魏との交渉 魏志倭人伝には、景初三年（倭人伝には「二年」とあるが、「三年」に訂正すべきであろう）から正始八年に至る邪馬臺国と魏の交渉について、「景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝獻。太守劉夏遣使送汝大夫難升米、女生口六人、班布二匹二丈、以到。汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝。今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守假授汝。其綬撫種人、勉爲孝順。汝來使難升米、牛利涉遠、道路勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還。今以絳地交龍錦五匹〔臣松之以爲地應爲綺、漢文帝著皂衣謂之弋綺是也。此字不體、非魏朝之失、則傳寫者誤也〕、絳地縹粟罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹、答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米牛利、還到錄受。悉可以示汝國中、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也。正始元年、太守弓遵遣建忠校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國、拜假倭王、并齎詔賜金、帛、錦、罽、刀、鏡、采物、倭王因使上表答謝恩詔。其四年、倭王復遣使大夫伊聲耆、掖邪狗等八人、上獻生口、倭錦、絳青縑、緜衣、丹、木狝、短弓矢。掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬。其六年、詔賜倭難升米黃幢、付郡假授。其八年、太守王頎到官。倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和。遣倭載斯、烏越等詣郡說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等因齎詔書、黃幢、拜假難升米爲檄告諭之」とする。さらに、卑弥呼の死後、後継者の老与（臺与）による朝獻があったらしく、同じく倭人伝に「壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還。因詣臺、獻上男女生口三十人、貢白珠五千、孔青大句珠二枚、異文雜錦二十四匹」と記載されている。『晋書』武帝紀の泰始二年（二六六）十一月条に「十一月己卯、倭人來獻方物」とあり、同書、倭人伝に「泰始初、遣使重譯入貢」とある記事がこれに相当するとみられる。ちなみに、『日本書紀』神功皇后摂政紀に「六十六年。《是年。晋武帝泰初二年曾起居注云。武帝泰初二年十月。倭女王遣重譯貢獻。》とある。

②南斉との交渉 『南齊書』列伝、第三十九、蠻・東南夷には「建元元年、進新除使持節、都督倭新羅任那加羅秦韓（慕韓）六國諸軍事〔據南史補〕、安東大將軍、倭王武號爲鎮東大將軍」とみえ、『南史』東夷伝（倭國条等）にも「齊建元中、除武持節、都

督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事、鎮東大將軍」とあり、建元元年に倭王武に対する除正の記事がみえている。ただし、これは新王朝樹立にともなう記念的な除正であって、遣使の存在を前提としたものではない。

③梁との交渉 『梁書』武帝紀には「天監元年夏四月）戊辰、車騎將軍高句驪王高雲、進號車騎大將軍。鎮東大將軍百濟王餘大、進號征東大將軍。安西將軍宕昌王梁彌頌、進號鎮西將軍。鎮東大將軍倭國王武、進號征東將軍。（後略）」とあり、また、『南史』東夷伝（倭國条等）「齊建元中、除武持節、都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事、鎮東大將軍。梁武帝即位、進武號征東大將軍」とみえる。ただし、これも新王朝樹立にともなう記念的な除正であって、遣使の存在を前提としたものではない。

13. 開皇二十年（六〇〇）の遣使

【原文】

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤^①、號阿輩雞彌、遣使詣闕^②。上令所司訪其風俗。使者言倭王以天爲兄、以日爲弟、天未明時出聽政、跣趺坐、日出便停理務、云委我弟。高祖曰「此太無義理。」於是訓令改之。

読み下し

開皇二十年、倭王、姓は阿每、字は多利思比孤、号して阿輩雞彌と号して、使いを遣わして闕に詣らしむ。上、所司をして其の風俗を訪わしむ。使者言わく、「倭王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す。天、未だ明けざる時に出て政を聴き、跣趺して坐す。日出ずれば便ち理務を停め、我が弟に委ねんと云う」と。高祖曰く、「此れ太だ義理無し」と。是に訓えて之を改めしむ。

〔隋の高祖文帝の〕開皇二十年（西暦六〇〇年）、倭王は、姓は阿毎、字は多利思比孤（「といい」、阿輩鷄弥と号して、使者を派遣し〔隋の〕朝廷に詣らせた。〔文帝は〕所轄官庁に命じて、倭国の風俗を尋ねさせた。使者は、「倭王は天を兄とし、日を弟としています。〔それで〕天がまだ明けぬうちに〔政庁に〕出て政を聴き、〔その間〕胡坐を組んで坐ります。日が昇ると、政務を停止し、〔あとは〕わが弟（日）に委ねるといっております」といった。〔これを聞いた〕文帝は、「それはたいそう道理にはずれたものだ」といって、「使者を通じて倭王を」訓して改めさせた。

註解

①姓阿毎・字多利思比孤 「多利思比孤」は「タリシヒコ」と読み、『日本書紀』の「足彦」（タラシヒコ）、『古事記』の「帯日子」（タラシヒコ）と同じ、女性の場合は『日本書紀』では「足姫」、『古事記』では「帯比売」でも「タラシヒメ」という。しかし、開皇二十年（六〇〇）は『日本書紀』の紀年によれば推古天皇八年にあたり、当時の君主は女帝の「タラシヒメ」であるにもかかわらず、「多利思比孤」という男性の尊称で伝えられており、これに続く記事でも「王妻号鷄弥、後宮有女六七百人」と記され、男帝を想定した内容となっている。当時の日本の外交方針は、「日出処天子致書日没処天子無恙」という国書から、隋との対等外交を求めていたことがわかる。また、中国側は周辺諸国の王は、姓名を名乗り、臣下として皇帝に従属するのが当然と考えていたらしいことは、『隋書』高麗伝や百濟伝、新羅伝に、それぞれの国王の姓と名を上表したことが記されていることからわかる。そのため、『隋書』の「倭王姓阿毎字多利思比孤」は、日本側は倭王の姓名を明かさず、「阿毎多利思比孤」と名乗ったのを、隋は倭王の姓を「阿毎」、字は「多利思比孤」と解釈してしまったために生じたと考えられる（坂元義種『隋書』倭国伝を徹底して検証する）（前掲）一七二～一七三頁）。

なお、この記述について、古く辻善之助氏が、遣隋使となった小野妹子の祖先が「天帶彦国押人命」だったところから、対応

した隋側が君主の名と間違つて記録したのだとし（『増訂海外交通史話』内外書籍、一九三〇年五月）、近年、東野治之氏がこれを再評価している。東野氏は、『隋書』が第一回遣隋使の記事に懸けて記していることからは、先の文帝とのやり取りを除くと、二回目以降の遣隋使や、倭に使用した裴世清の報告をもとに再構成していると考え、「阿每多利思比孤」も第一回の使いが言ったことに限定する必要はない」（『遣唐使』岩波新書、二〇〇七年一月、二四頁）として、「阿每多利思比孤」は第二回以降の隋と倭との交渉の過程で得られた情報だとしておられる。こうした東野氏の主張は、「阿每多利思比孤」が遣隋使となった小野妹子が自身の祖先を「天帶彦押人命」と称したのを隋側が君主の名と間違つて記録したとする、同氏の提説と結びついているが、氏の理解については、かならずしも確証があるわけではない。

②遣使詣闕 遣隋使の派遣回数と時期については、『日本書紀』に記事があるが『隋書』には記事がない場合や、その逆の場合もあることから、さまざまな見解に分かれて定まっていけない。そこで以下、遣隋使の派遣回数と時期について、戦後に発表された代表的な論考を中心にとりあげてみたい。

はじめに、戦前までの遣隋使派遣回数に対する認識は、『日本書紀』に記載のある推古天皇十五年の遣使にはじまる三回とする説が主流となっていた。すなわち、小野妹子が派遣された推古天皇十五年（六〇七）の遣使、裴世清帰国の際に再び小野妹子が派遣された推古天皇十六年（六〇八）の遣使、犬上御田歙が派遣された推古天皇二十二年（六一四）の遣使がそれである。遣隋使に関する記述は『隋書』にもあるが、『日本書紀』の記述を尊重した内容の三回説となっている。

また、『日本書紀』には派遣の記録はないが、『隋書』倭国伝には開皇二十年（六〇〇）に倭が遣使してきたことが記されている。この遣使について坂本太郎氏「聖徳太子の鴻業」（『岩波講座日本歴史』、岩波書店、一九三四年六月。詳しくは拙稿「開皇二十年の遣隋使をめぐる――坂本太郎氏の所説を中心に――」『史聚』四五、二〇一二年三月を参照されたい）と岩井大慧氏「支那史書に現はれたる日本」（『岩波講座日本歴史』岩波書店、一九三五年二月）は、ともに推古天皇朝に派遣された使者であることを認めている。しかし、その性格については、「隋国情偵察ともいふべき権宜の使節」や「隋国情偵察の為非公式に」遣わされた使者と解する坂本氏と、「隋廷に日本の使節の来往すること、前後四回」のうちの一回とみる岩井氏の間で、主に開皇二十年の遣使が

公式か非公式かをめぐって見解がわかれている。この当時において、開皇二十年の使者は認めないという遣隋使三回説が多くの支持を集めていたといえる。

こうして『日本書紀』の記述を尊重した三回説が優勢ななかで、高橋善太郎氏は「遣隋使の研究―日本書紀と隋書との比較―」（愛知県立女子短期大学紀要）四、一九五四年九月）において、『隋書』帝紀の遣使記事に着目し、従来の三回説を否定して新たな三回説を提示した。氏は、『日本書紀』の遣隋使関係の記事は『隋書』倭国伝によって造作されたものであること、『隋書』倭国伝の遣隋使の年時は『隋書』帝紀によって「校訂」されなければならないこと、の二点をもって、『隋書』倭国伝の開皇二十年と『隋書』帝紀にみえる大業四年（六〇八）と大業六年（六一〇）の、合計三回とし、『日本書紀』の犬上御田歙の派遣の記事を無視している。それまで無視されてきた『隋書』帝紀をとりあげた点は評価されるべきではあるが、『日本書紀』よりも『隋書』を尊重するあまり、『日本書紀』にのみみえる犬上御田歙の派遣を認めなかった点が問題として残る。

『日本書紀』より『隋書』を尊重すべきとする高橋氏の考えは、学界に与えた影響が大きかったものの、『日本書紀』を尊重する立場から批判があるなど、なかなか滲透せず、従来の三回説を支持する研究者が依然としていた。また、従来の三回説に『隋書』倭国伝の開皇二十年の遣使を加えた四回説を支持するものが多かった。

このような動きのなか、先にあげた『日本書紀』に記載のある三回の遣隋使の記録と、『隋書』の開皇二十年の遣使をあわせた四回説が通説的位置を占めるようになった。また、回数と同じ四回であるが、山崎宏「隋より見た日本」（『歴史教育』八一―、一九六〇年一月）は、高橋氏が提示した開皇二十年（六〇〇）、大業四年（六〇八）、大業六年（六一〇）の遣使に、『日本書紀』推古天皇二十二年（六一四）の犬上御田歙が派遣された遣使を加えた説を出した。

高橋氏の説を山崎氏が修正して、新たな四回説が提示されたが、従来の三回説に、開皇二十年の遣使を加えた四回説が通説的位置を占めていたと思われるが、その後、この四回説に『隋書』帝紀の大業六年の遣使を加えた五回説が唱えられた。すなわち、徐先堯氏の「隋唐外交の対等性について」（『文化』二九―二、一九六五年六月）や、山崎宏氏「隋朝の留学僧施設と日本の留学僧」（『隋唐仏教史の研究』法蔵館、一九六七年三月）、上田正昭氏「古代貴族の国際意識」（『日本古代国家論究』塙書房、一九六八年

一月)、「中国史籍における倭人風俗」(『風俗』五一四、一九六六年三月)などがそれにあたる。ことに山崎氏は、前に提唱した高橋氏の三回説に『日本書紀』推古天皇二十二年の遣使を加えた四回説へ改めている。こうして『日本書紀』や『隋書』の記述のどちらかの史料しか尊重しない、または『隋書』帝紀を無視するような方向に傾くのではなく、両書の記述をそれぞれ検討した説が多く出たことは評価されるべきであろう。

『日本書紀』と『隋書』のどちらの記述も尊重するという考え方は、増村宏氏による六回説の提唱にみることができる。増村氏は「隋書と書紀推古紀―遣隋使をめぐって―」正編・続編(『鹿児島大学法文学部紀要・文学科論集』四・五、一九六八年十二月、一九六九年十二月)のなかで、これまで無視されてきた『隋書』本紀に注目した高橋氏の説を評価したが、高橋氏のいう『隋書』倭国伝の年時を『隋書』帝紀によって「校訂」する点について、「この場合は本紀・列伝の事実を相補って理解すべき」として、帝紀と列伝に記載された遣使とともに史実と認めている。また、高橋氏が『日本書紀』にみえる遣隋使関係記事は『隋書』倭国伝によつて造作されたと否定した点について、増村氏は当該記事に『隋書』倭国伝を参照していることを認めたとうえで、『日本書紀』にみえる「皇帝問倭王」の国書の記事から、「書紀編集当時には関係資料が残存していた」としている。これらのことから増村氏は、『隋書』倭国伝の開皇二十年(六〇〇)の遣使、『日本書紀』推古天皇十五年・大業三年(六〇七)の遣使、『隋書』帝紀の大業四年(六〇八)の遣使、『日本書紀』推古天皇十六年・大業四年(六〇八)の遣使、『隋書』帝紀の大業六年(六一〇)の遣使、『日本書紀』推古天皇二十二年(六一四)の遣使の合計六回あったことを認めた。

以上が、遣隋使派遣回数と時期についての主な論考である。派遣回数は、三回・四回・五回・六回をみることとなったが、その内容は大小さまざまな違いがあり、たやすく回数で分類できない。また派遣時期は、開皇二十年、推古天皇十五年をそれぞれ最初の遣使とみる立場、推古天皇二十二年の犬上御田歙の派遣を認めるか否かなど、多くの説が混在して定まらないという実情になっている。

14. 王の妻・太子の呼称、後宮

【原文】

王妻號雞彌、後宮有女六七百人。名太子爲利歌彌多弗利^①。

読み下し

王の妻は鷄^き彌^みと号す。後宮に女六七百人有り。太子を名づけて利歌彌多弗利と爲す。

現代語訳

倭王の妻は鷄彌^{きみ}といい、後宮には侍女が六、七百人いる。太子を和歌彌多弗利^{わかみたふり}と名づけている。

註解

①利歌彌多弗利 「名太子爲利歌彌多弗利」の記事は『北史』にもあるが、大宰府天満宮所蔵の『翰苑』の写本によると、「王長子号哥弥多弗利」とあり、『翰苑』所引の『括地志』にも『隋書』倭国伝に似た記事があり、『翰苑』の記事は『括地志』に依拠した可能性がある。この「ワカミタフリ」の「ワカ」は王の子を意味する「若」、「ミ」は敬称を表す「御」、「タフリ」は「トホリ（通リ）」で直系を意味する語ではなからうか。おそらく必ずしも「太子」とか「王長子」のみを指した言葉ではないようにも思うが、王位継承者の王子の意味として用いていたものを、中国側に聞かれ、「ワカミトホリ」（和歌彌多弗利）と答えたものと考えられる。また『源氏物語』には、皇室の血を引く者の意の「わかんどほり」の語がみえ、「ワカミトホリ」の「ワカミ」が音便化したもの

であろう（坂元義種「隋書」倭国伝を徹底して検証する）〈前掲〉一七四頁）。

15・城郭の有無

【原文】

無城郭。

読み下し

城郭無し。

現代語訳

〔倭国には〕城郭がない。

以下、次号へ続く。

（こんどう さちこ・皇學館大学大学院文学研究科博士後期課程）